

阿蘇市告示第 136 号

阿蘇市役犬原児童館施設の使用許可に関する要綱を次のように定める。

令和 4 年 12 月 21 日

阿蘇市長 佐藤 義興

阿蘇市役犬原児童館施設の使用許可に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、阿蘇市役犬原児童館施設（以下、「施設」という。）を子育て家庭や児童（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条に規定する児童をいう。以下同じ。）の健全育成に寄与する者等が使用することにより、施設の有効活用を図ることを目的とする。

(使用者)

第 2 条 施設を使用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども会等これに類する児童の団体
- (2) 児童の健全育成を目的として組織された団体
- (3) 子育て援助活動支援事業における預かり等を行う者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(使用の申請)

第 3 条 施設の使用許可を受けようとする者は、阿蘇市役犬原児童館施設の使用許可申請書兼使用許可書（以下「使用許可申請書兼使用許可書」という。）

(別記様式) を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第 4 条 使用を許可する場合は、使用許可申請書兼使用許可書を交付するものとする。

- 2 同時に複数の者から申請があった場合は、使用内容、使用規模等を審査し、支障がないときは許可することができる。

(使用の取下げ)

第 5 条 使用者が、使用の取下げを行う場合は、速やかに市長に申し出るものとする。

(使用料)

第 6 条 使用料は、無料とする。

(使用者の遵守すべき事項)

第 7 条 使用者は、原則として次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 施設内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示等を行わないこと。
- (2) 敷地内で火気等を使用しないこと。
- (3) 備え付けた備品等を移動しないこと。
- (4) 使用後の清掃、戸等の施錠及びゴミの持ち帰り及びをすること。
- (5) 上記各号について、事前に市長の許可を得た場合は、この限りではない。

(原状回復)

第8条 使用者は、児童館の使用が終了したとき、又は使用の取消し若しくは利用者の退去を命じられたときは、使用に係る施設及び付属設備を原状に回復するものとする。

2 使用者は、過失等により児童館の施設又は付属設備を棄損、滅失したときは、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

第9条 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、使用中であっても担当者を立ち入らせることができるものとする。

(使用終了の報告)

第10条 使用者は、施設等の使用を終えたときは、速やかに担当者に報告するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。